様式第１号

開発行為許可通知書

※許可通知欄	都市計画法第２９条第１項の規定により，次のとおり開発行為を許可します。 許可番号　都　第　　号 許可年月日　令和　年　月　日 徳島県知事　　〇〇　〇〇	
開発行為の概要	1　申請者の住所及び氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇　〇〇
	2　開発区域に含まれる地域の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	3　開発区域の面積	〇〇〇.〇〇　平方メートル
	4　予定建築物等の用途	〇〇〇〇
	5　工事施行者の住所及び氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇　〇〇〇〇
	6　工事着手予定年月日	〇〇
	7　工事完了予定年月日	〇〇〇〇
	8　自己の居住の用に供するもの，自己の業務の用に供するもの，その他のものの別	〇〇〇〇
	9　法第34条該当号及び該当の理由	
	10　その他必要な事項	（※ハード対策の場合） 都市計画法施行細則別表第一の２第三項第２号 （※ソフト対策の場合） 都市計画法施行細則別表第一の２第三項第３号
※許可条件	別添のとおり	

備考　1　申請者又は工事施行者が法人である場合においては，申請者又は工事施行者の住所及び氏名は，その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
2　※印のある欄は，記載しないこと。
3　「法第３４条該当号及び該当する理由」の欄は，申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
4　「その他必要な事項」の欄には，開発行為を行うことについて，農地法その他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。

許　可　に　付　す　る　条　件

（防災措置）

1　工事施工中は危険，火災，自然災害による被害の防止のため適切な措置を講ずることとし，特に次の点を遵守すること。

（1）工事施工中の防災対策は，必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い，その方法を定め工事関係者に周知徹底すること。

（2）天候その他により災害発生が予想される場合は，地区内を巡回する等警備体制を定め防災に努めるとともに，大雨時期には工事中止等の措置も考慮すること。

（3）工事施工中は，交通上又は危険防止のため必要な標識（工事標識，バリケード，警戒燈等）を設置すること。

（公共施設の機能保全）

2　従前からある公共施設の廃止，付替等の工事施工に当たっては，仮工事，部分施工等の手段により，交通，水利，排水等の機能停止や公害を生じないよう配慮施工すること。

（工事廃止に伴う措置）

3　この開発行為を中止し，又は廃止する場合は，工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復する措置を行い，関係公共施設管理者の承認を得ること。

　また，土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通，排水，利水上の支障を来し，又は土砂くずれ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講じ知事の承認を得ること。

（報告等）

4　工事施工中，当初設計の予想と著しく相違した土質，地盤に遭遇した場合は，その状況を遅滞なく報告すること。

（その他）

5　開発行為に起因する災害により他に損害を与えた場合は，開発者の責任において解決すること。

6　地元関係者との間における当該開発に係る契約書等については，これを遵守すること。

（特記条件）

7　擁壁等の構造物の施工に当たっては，必要に応じ土質試験，地耐力試験を行い，その結果を検討し施工するものとし，その結果を報告すること。

8　工事施工に当たっては，構造物の構造及び寸法が設計図書に適合していることを確認できる施工状況の写真（撮影年月日及びその他必要な事項を記入），資料等を整備し，小規模な構造物（高さ１メートル未満の擁壁，内法幅１メートル未満の床版，内法高さ１メートル未満かつ内法幅１メートル未満の水路等）を除き，工事完了届出時に提出すること。

（※ハード対策の場合）

○　都市計画法第４１条第１項の制限として，都市計画法施行細則別表第一の２第三項第２号の基準に該当する場合は，建築物について，浸水した場合に想定される水深等から算出した水位（T.P.○○）より高い位置に床面の高さがある居室を有する建築物とすること。

　また，別添資料（○枚）の写しを，建築物の確認申請時に，開発行為許可通知書の写しと共に提出すること。